

大分県議会海外調査研究報告書

訪問先 スイス連邦

期 間 令和8年4月26日～5月2日



令和8年6月

海外調査研究を終えて

令和8年4月26日から5月2日までの7日間、7名の議員からなる海外調査団でスイス連邦を訪問しました。

今回の海外調査研究の実施については、全会派から選出された委員で構成する令和6年度政策検討協議会において検討が行われ、その検討結果として、本県が抱える行政課題等について先進的な取組の調査を行うことは今後の県勢発展に資すると考えられるとされ、ヨーロッパ方面を中心に訪問する案が議長に示されました。

その後、会派間におけるさらなる検討を経て、調査先、日程等の案が決定され、この決定に基づき、令和8年第1回定例会において議員派遣の議決がなされたものです。

スイス調査においては、次の2つを主要テーマとしました。

- ①障がい者を多角的に支援する体制が整備されているスイスにおける障がい者の社会参加に関する取組
- ②アルプス山脈などの壮大な自然環境を活かしたアドベンチャーツーリズムの取組

そして、調査の実施にあたっては、事前研修会を開催し、本県における障がい者社会参加に関する施策やアドベンチャーツーリズム推進の取組について、県の担当部局から説明を受け、県の施策や課題を改めて認識するとともに、調査箇所ごとに担当議員を中心とした調査を実施するなど、調査活動の充実を図ったところです。

調査では、テーマに沿って、障がい者支援や観光振興において中核的・先導的な取組を行う機関や事業者を訪問しました。①については、ジュネーブ州において1,000人を超える障がい者の方々の社会参加を支援する公的機関を訪問し、支援の体制や内容について聴取しました。また、②に関しては、令和6年に議員提案により制定した「おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例」の更なる推進のため、ユングフラウ地域最大のアドベンチャーツーリズム事業者を訪問し、自然を活かしたアクティビティや行政・関係機関との連携内容などについて聴取しました。そしてこの他にも、移動手段のみならず観光資源ともなっている山岳鉄道や、スイスにおける農業施策など、スイスの豊かな資源を活用して展開されている様々な取組を学ぶことができました。

これらの取組は本県の参考となるものであり、この調査の成果を、今後の議会における政策立案、そして大分県の発展に繋げてまいりたいと考えております。

結びに、今回のスイス調査にご尽力いただいた関係者の皆様方に深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

令和8年6月

海外調査団（スイス調査） 団長 森 誠一

目 次

◆大分県議会 海外調査行程表	1
◆大分県議会海外調査団 名簿	2
◆在スイス日本国大使館	3
◆国際赤十字博物館	10
◆ジェットロ・ジュネーブ事務所	13
◆E P I （ジュネーブ州公的統合機関）	24
◆アイガーエクスプレス～ユングフラウ鉄道～スフィンクス展望台	29
◆O u t d o o r S w i t z e r l a n d 社	32

大分県議会 海外調査行程表

月日		地名	現地時刻	スケジュール <宿泊地>
1	4/26 (日)	大分 ・福岡 羽田空港	13:20 (13:05) 14:55 (14:50)	空路羽田空港へ 羽田空港着後成田空港へ移動 <成田空港周辺泊>
2	4/27 (月)	成田空港 チューリッヒ	11:00 18:25	空路チューリッヒへ チューリッヒ着 <チューリッヒ泊>
3	4/28 (火)	チューリッヒ ベルン ジュネーブ	08:00 10:00 13:00 16:00	陸路ベルンへ ●在スイス日本国大使館 陸路ジュネーブへ ●国際赤十字博物館 <ジュネーブ泊>
4	4/29 (水)	ジュネーブ グリンデル ワルト	10:00 13:30 15:30 19:00	●ジェトロ・ジュネーブ事務所 ●EPI(ジュネーブ州公的統合機関) 陸路グリンデルワルトへ グリンデルワルト着 <グリンデルワルト泊>
5	4/30 (木)	グリンデル ワルト チューリッヒ	08:40 14:00 16:00 19:00	●アイガーエクスプレス～ユングフラウ鉄道～ス フィックス展望台 ●Outdoor Switzerland社 陸路チューリッヒへ チューリッヒ着 <チューリッヒ泊>
6	5/1 (金)	チューリッヒ	13:05	空路成田空港へ <機中泊>
7	5/2 (土)	成田空港 羽田空港 大分 ・福岡	09:10 15:30 (15:40) 17:10 (17:35)	成田空港着後羽田空港へ移動 空路大分又は福岡へ 大分又は福岡着

大分県議会海外調査団 名簿

団 長 森 誠 一（自由民主党）

副団長 小 川 克 己（自由民主党）

今 吉 次 郎（自由民主党）

首 藤 健二郎（自由民主党）

中 野 哲 朗（自由民主党）

梶 田 貢（自由民主党）

末 宗 秀 雄（志士の会）

◆在スイス日本国大使館

1 調査日

令和8年4月28日

2 調査の目的

- ・在スイス日本国大使館は、日本・スイス両国間の外交関係の維持・発展、スイスに在住する日本人の保護・支援、日本文化の紹介や経済交流の促進を主な任務としている。
- ・スイスは、先進国の中でも非常に豊かな国であり、一人当たりのGDPが世界でも上位に位置する。金融サービス、精密機械製造、製薬などの高度技術産業を強みとするスイス経済の情勢、貿易の概況、日系企業の活動状況等を調査することにより、経済面を中心とした日本・スイス両国間の繋がりを把握する。



3 調査相手方職氏名

特命全権大使 飯島 俊郎 氏
一等書記官 川原 剛 氏（広報文化センター長）
一等書記官 桜井 博之 氏（経済・国際機関班長）
一等書記官 桐生 大輔 氏

4 調査の概要

〔スイスの一般事情〕

- ・スイスの人口は約905万人（2024年）であり、面積は約4.1万km²で九州とほぼ同じである。
- ・GDPは約1兆ドル（2025年10月）、成長率は1.4%（2025年）である。物価上昇率は1.0%（2014年）で、先進国の中でも抑えられている。
- ・政体は、主権を有する26の州（カントン）で構成される民主共和制の連邦国家である。
- ・永世中立国であるとともに、国際人道主義発祥の地でもあり、多くの国際機関や国際会議のホスト国となるなど、国際社会において独自の存在感を有し

ている。仲介外交などでも重要な役割を発揮し、経済的繁栄にも貢献している。

- ・国民（住民）投票制度により、法令の最終決定者は国民一人一人との意識が定着している。好調な経済と相まって政治的安定性に直結しており、内閣、連邦会議ともに可能な限り、コンセンサスを追求している。

〔スイスの経済事情〕

- ・スイス経済の特徴は知識集約型の産業構造であり、小国ながら大きな経済規模を有している。GDPは世界第20位、一人当たり名目GDPは世界第4位（2025年IMFデータ）であり、世界的な金融センターの一つである。
- ・小国であるスイスの経済における強みや特徴としては、以下の点が考えられる。
 - ①ヨーロッパの真ん中にあるという地政学的な立ち位置と中立政策
 - ②自然災害が少ないという都市環境によるアドバンテージ
 - ③金融施設の発達によるお金と人の集積と循環
 - ④スイスフランの安定的な資産としての地位確立
 - ⑤高度な産業構造（製薬バイオテクノロジーの生産量など）に対する政府の支援
 - ⑥世界的に評価されているチューリッヒやローザンヌの連邦工科大学を中心とした産業クラスターの形成
 - ⑦厳格な外国人管理政策を通じた高度人材の確保
 - ⑧競争力のあるビジネス環境
 - ⑨政治的安定性と法整備の信頼性
 - ⑩国際貿易と経済の流動化
 - ⑪観光産業を支える重要な資源となるアルプスをはじめとする自然環境
- ・スイス経済の主たる牽引役の一つは、イノベーション力に支えられた高付加価値産業であり、代表例としては、金融・保険、エンジニアリング、建築設計などのサービス産業、医療・バイオテックなどの化学・製薬産業、時計・精密機器・産業機械などの機械・電子工学・金属産業、食品産業等である。総合食品メーカーのネスレ、製薬のロシュ、ノバルティス、時計のオメガ、ロレックス等の世界的企業やブランドがあり、欧州の中でも特に経済や科学技術の水準が高い。そして、これらの産業に加え、アルプスの山々や湖を活かした観光産業も、スイス経済を牽引している。
- ・EUとは100を超える個別の二国間協定を締結しており、スイスは、EU市場へのアクセスを享受している。2025年3月には、スイスとEUは、電力、食品安全及び保健・医療に関する新協定や移動の自由を含む既存

の協定の更新をまとめたパッケージ協定に調印した。

- ・関税については、2025年8月から米国による相互関税措置の適用（関税率39%）を受けていたが、関税措置の見直しに向けて米国政府と協議を行った結果、同年11月から関税率15%に削減された。
- ・W I P O（世界知的所有権機関）等が、特許登録件数、教育への公的支出等の指標に基づいて発表した「グローバル・イノベーション・インデックス2025」において、スイスは15年連続で第1位を獲得した（日本は第12位）。また、I M D（国際経営開発研究所）が、ビジネスのしやすさ等の指標に基づいて発表した「世界競争ランキング2025」においても、スイスは第1位である（日本は第35位）。
- ・人口の約30%を外国人（主にEU域内出身）が占めており、外国人労働力が国内経済に占める割合は大きい。

〔スイスと日本との関係〕

- ・日本とスイスの二国間関係は、基本価値を共有するパートナーで多くの要人が往来している。

2014年の日スイス国交樹立150周年の際、ブルカルテール大統領（当時）の来日及び皇太子殿下（当時）のスイス訪問が実現した。コロナ禍の中断を経て、2022年から要人の往来が再開し、同年にはカシス大統領（当時）兼外務大臣及びスイス国民議会外交委員会が来日し、



2023年9月には彬子女王殿下が、同年12月にはグローバル難民フォーラム出席のため上川外務大臣（当時）がスイスを訪問した。

- ・国交樹立160周年となる2024年には多くの記念行事が開催されるとともに、6月には岸田元総理大臣がウクライナの平和に関するサミット出席のためにスイスを訪問、8月にはアムヘルト大統領（当時）が来日し、10月には拓植外務副大臣（当時）がウクライナ地雷対策会議出席のためにスイスを訪問した。また、2025年大阪・関西万博出席のため、4月にはリニカー国民会議長（当時）及びカシス外務大臣が、8月にはカローニ全州議長会議長（当時）が来日するなど、スイスから閣僚や連邦議会議員が多数来日した。
- ・2009年に日本とスイスはE P A（経済連携協定）を締結しており、スイ

スは日本が欧州で最初にEPAを締結した国である。

- 日系企業数は170社（2024年10月）。日立製作所やJ T、住友商事などが進出している。
- 在留邦人数は12,283人（2025年10月）で、欧州において4番目に多く、人口に対する在留邦人数の比率では上位のイギリス、ドイツ、フランスなどを上回っている。日本人にとって安全で住みやすい国だと推測されるが、物価は非常に高い。

〔スイスにおける外国人政策〕

- スイスの人口は急速に増加しており、2000年頃と比較して約200万人増加し、2024年時点で約905万人となっている。増加の一因として移民が関係しており、このまま放っておけば、人口が1千万人にすぐに達していく状況にあることから、現在国内では、人口の急速な増加に歯止めをかけるべきではないかという議論が生じている。
- 特に都市部では、住宅不足や道路の慢性的な混雑、生活空間が狭くなっているなどの問題点に加え、治安が悪くなるなど、いわゆる外国人に対する偏見についても見聞きされている。外国人に関する問題は、約50年前から存在しているが、最近特に顕在化してきた。
- スイスでは直接民主制を導入しており、18ヶ月以内に10万人以上の署名を集めて憲法改正の国民投票を実施し、その結果により憲法改正を実現することができる。今年6月に、人口が1千万人を超えないよう抑制することについて、政府や議会に措置を求める国民投票（イニシアティブ）が行われることになっている。
- 具体的にどういう措置を取るのかについては、国民投票が可決された場合に政府や議会が考えていくことになるが、人の自由な移動に制限を設けるのではないかとされている。
- 一方で、スイスでも少子化が進んでおり、平均出生率は1.28と、決して高くはない。この傾向はずっと続いてきているため、若い労働力、いわゆる生産年齢人口をどうやって確保するのが課題となっている。

5 意見交換の内容

〔経済・金融の状況について〕

- Q スイスの物価や賃金は日本と比べて高いのか。また、企業の収益を上げるために必要な観点はどのような点か。
- A 物価は高い。最低賃金も、日本と比べたらかなり高く、スーパーのレジ打ちをする労働者で年収1,000万円という場合もある。

企業の収益という観点では、法人税が低い一方で、社会保障の負担が大きいため、そのバランスを取り収益をどう上げるかがポイントとなる。なお、法人税率に関しては、州が強い権限を持っており、州が独自に決められる仕組みになっている。

Q スイスといえば金融だが、どのくらいの秘密性があるのか。

A ヨーロッパ全体、あるいは、世界中で金融ルールの透明化等の動きがあり、自由度は失われつつある。一方、最近の動きとして、スイス政府自体が金融の監督に力を入れている。スイスは政治と経済が安定しているので、他国からも資金が入ってきている状況である。

Q 州ごとに独自の政策はあると思うが、例えば企業誘致にあたり、税制に関する過当競争の状況はないのか。

A 外国からの直接投資を呼び込む仕組みを独自に決めることができ、州ごとにインセンティブ策を競っているが、過当競争にはなっていないと思われる。

〔政治・移民政策等の状況について〕

Q スイスではどのような連立政権が組まれているか。

A 4つの政党が連立政権を組んでいる。7つの閣僚ポストがあり、そのうちの1つが大統領で、もう一つが副大統領である。議席数に応じて政党間で閣僚ポストの割合を決める慣習がある。なお、20年以上スイス国民党が第1党となっている。



Q スイスでは、昔から厳しい移民政策をとってきたのか。

A 人口を1千万人に抑えようというイニシアティブは、第1党であるスイス国民党が主導しており、他の政党は、EUとの関係や国内の経済観光の観点から、慎重な立場をとっている。

Q スイスは人口の約30%が外国人であり、移民政策がとられてきたが、現在、移民を抑えようというさらなる動きも出てきているということである。外国人の受入れと地域住民の理解は、二律背反の方向性と考えられ、難しい

問題であるが、日本でも起こり得るため、議論の状況等を知りたい。

A 移民の多くはオーストリア、フランス、ポルトガルなどの周辺国が多く、大きな文化的なギャップはないと思われる。一方で、難民はアフリカ、アフガニスタンなどが多く、言語や文化を含めて支援していく必要がある。また、人口はこれまでは増えてきたが、出生率については、現在1.28で今後は減っていくと考えられる中で、このようなラジカルな対策をしなければならないのかという議論はある。

Q 移民を受け入れることによって、国力をさらに上げていくということも考えられるのではないか。

A 例えば住宅不足、インフラへの負担、社会保障、生活物価など、外国人問題の多くは、チューリッヒ、ジュネーブ、バーゼルという大都市で顕在化している。このように外国人問題が顕在化している地域においては、なぜ自分たちが払っている税金で整備された資源や制度を外国人が使うのかという不満はあると思う。

Q 国民投票が年に4回あるとのことだが、投票率は高いのか。

A 50パーセント強である。

Q 国境管理について、分かる範囲で教えてほしい。

A 基本的に自由に出入りをしており、通勤している方も多い。国境でチェックが入ると市民の大きな負担になると考えられる。陸続きだからこそ生じる問題だと思う。

6 調査を終えて

今回のスイス連邦への派遣は、観光・ツーリズム施策、障がい者支援施策、農業施策等に関する調査を目的としたものであったが、個別施策の調査前に大使館を訪問し、スイスの一般事情、経済事情等を詳細に聴取することができた。特に、スイスが小さいながらも、非常に安定した経済力、高い国際競争力を有する理由を学べたことで、以降の調査が大変有意義なものになった。

さて、主権を有する26のカントン（州）が、それぞれ法人税率を決めることができ、企業誘致にインセンティブを持たせるという仕組みは、自治体間競争の観点から、参考になる事例であった。地方分権や地方創生を考える上でも、大変参考になった。

また、スイスでは、人口の約30パーセントが外国人という状況にあり、住宅、交通、社会保障等への不安など移民の受入れに伴う諸課題が発生し、人口

増加を抑制すべきかどうかの国民投票が実施されようとしている。日本でも、生産年齢人口の減少による労働力不足を背景とした外国人の受入れが急増しているため、外国人政策については、決して他人事ではない。地域住民の理解や治安問題など多角的多面的な検討が必要である。

令和7年の調査によると、スイスの在留邦人は12,297人で、欧州の中で4位だったが、人口約905万人に対する割合は非常に高い。また、日本とスイスは、古くから基本的価値を共有するパートナーとしての交流が続いている。今回の調査で得られたスイスの地方分権の在り方、外国人政策等に関する知見を、今後の大分県の地域政策や産業振興などにしっかり反映できるように活かしていきたい。

(自由民主党 中野 哲朗)



◆国際赤十字博物館

1 調査日

令和8年4月28日

2 調査の目的

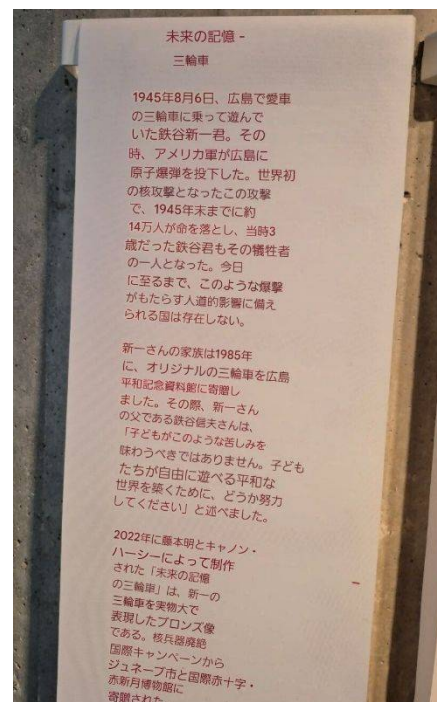
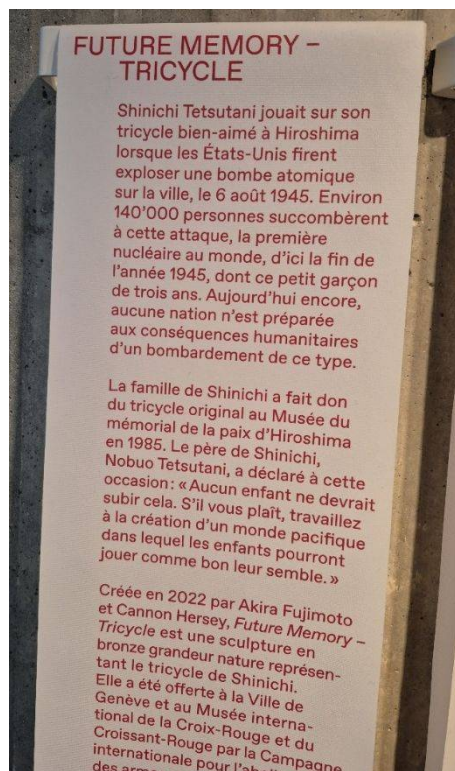
- ・国際赤十字博物館は、戦争・紛争犠牲者の救援をはじめ、災害被害者の救援、医療・保健・社会福祉事業などを行う赤十字の歴史を紹介する博物館であり、「人類の尊厳の擁護」「家族の絆の回復」「自然災害のリスク軽減」の3部構成で赤十字の活動を紹介している。
- ・災害被害者等の救援、保健衛生、社会福祉など、多様な国際課題に対応する赤十字の活動内容を調査することにより、災害時の被災者支援や保健衛生における本県の課題を理解する。



3 調査の概要

- ・赤十字の創始者アンリ・デュナンは、1859年に自分の事業の関係で北部イタリアを訪れ、戦いが行われた直後のソルフェリーノの戦場近くに足を運んだ。そこで、見捨てられた何千もの負傷兵を目の当たりにし、衝撃を受けた彼は、地元の人々の協力のもとに救急活動を組織した。
- ・ジュネーブに戻ったアンリ・デュナンは「ソルフェリーノの思い出」を出版し、直ちに大きな反響を呼んだ。その中で「一旦認定され、批准されれば、負傷兵を救護する団体の土台となりうる、何らかの犯すべからざる約束事の国際的原則が望まれてしかるべきではなかろうか。」との提案をした。
- ・人の尊厳を擁護することは、歴史を見渡してみても、常に関心事とされており、あらゆる時代、あらゆる文化の文献がそれを証言している。
- ・あらゆる事態、紛争の被害者を保護するために、I C R C（赤十字国際委員会）では、国際人道法に基づき、医療支援や食料品の提供等の人道的支援を行っている。
- ・ジュネーブ条約により、第一次世界大戦以来、国際赤十字は国際的武装紛争の際、戦争捕虜並びに収監された民間人を訪問する権利を有しているが、訪問の権利は当局との交渉を必要とする。収容所を訪問し、話をし、リストに名前等を登録することは、行方不明や非人道的な扱いを防ぐ手段となる。肝心なのは、国際赤十字が良いことをもたらしてくれるばかりでなく、悪いことを防いでくれることだと、ネルソンマンデラは言っている。

- ・虜囚から I C R C 代表団員に手渡されたオブジェの展示では、その感謝の気持ちが続く。
- ・ポスターは、予防活動において重要な情報伝達手段であり、注目を集め、シンプルで迅速に理解できるメッセージを届けることができる。当博物館には約 120 カ国以上から、およそ 1 万 2 0 0 0 枚のポスターが集められており、各国の赤十字により行われた多数の活動を物語っている。
- ・赤十字では、1910 年代には、すでにその活動の広報宣伝に対する映画の影響を理解しており、予防・衛生・応急手当について多くの映画作品がある。当博物館では、1000 本以上の作品を基にした新機軸のモンタージュを制作している。
- ・ラジオは、自然災害の警報装置として重要な役割を果たしている。サイクロンの襲来に先立つ何時間かの間、住民に警告を発することで、住民が避難したり、家屋や財産を守る対策を取ることができるようになる。こうしたラジオのメッセージのおかげで、多くの人命が救われ、経済に対する被害額を最小限にすることができる。
- ・また、2024 年 9 月には、広島平和記念資料館に収蔵されている、3 歳で亡くなった男の子（伸ちゃん）の遺品である焼け焦げた三輪車「伸ちゃんの三輪車」をモチーフにしたブロンズ彫刻（レプリカ）が寄贈され、常設展示されている。これは、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が「核兵器は人道上の問題である」と訴えるために同館へ寄贈したものである。



Translated with Google Lens

4 調査を終えて

- ・スイス・ジュネーブにある国際赤十字・赤新月博物館において、国際赤十字の歴史や活動について学んだことにより、人の命を守ることの大切さを強く感じた。この博物館では、戦争や災害の中においても人道的な行動をとることの重要性が伝えられており、単なる歴史展示にとどまらず、これからの社会のあり方を考えさせられる内容であった。
- ・特に印象に残ったのは、どのような状況においても人の命を最優先にするという考え方であり、この理念は、大分県のように自然災害のリスクを抱える地域において極めて重要であると感じた。本県では地震や豪雨、土砂災害などの危険性があり、災害発生時には迅速に人命を救助する体制の整備が求められる。
- ・本県においても防災意識を高めることが必要であり、地域や学校における避難訓練をより実践的なものにするとともに、赤十字の活動に見られるボランティア精神を広め、困っている人を助け合う意識を地域全体で共有していくことが大切である。
- ・また、本県は「おんせん県おおいた」として国内外から多くの観光客を受け入れており、近年はインバウンド需要も増加している。観光は、自然災害はもとより、紛争や政治的要因など国際情勢の影響を受けやすい産業である。多様な文化や価値観を尊重し、相互理解を深めることは、国際交流の促進や観光振興にもつながるものと感じた。

(自由民主党 梶田 貢)



◆ジェトロ・ジュネーブ事務所

1 調査日

令和8年4月29日

2 調査の目的

- ・ジェトロは、貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献する経済産業省が所管する独立行政法人であり、日本企業の海外展開支援や、農林水産物・食品の輸出促進、貿易の振興などを担っている。
- ・ジェトロ・ジュネーブ事務所において、スイス及び欧州の経済動向や主要産業の状況、スイスへの日本製品の輸出状況、ジェトロによる日本企業への支援体制を調査することにより、ヨーロッパにおける本県のビジネスチャンスや課題を把握する。



3 調査相手方職氏名

所長 田中 晋 氏

貿易投資アドバイザー 高橋 努 氏

4 調査の概要

〔概論〕

- ・スイスの人口は約912万人（2025年12月31日現在）であり、高度外国人材を選別して受け入れていることもあり、年々増加している。人口に占める外国人の割合は、スイス全土で27%程度と高く、特にジュネーブ州では、国際機関等が所在していることもあり、4割を超えて州別で最高となっている（2024年末の状況）。
人口が1千万人を超えないよう抑制する法案の提出を検討している政党もあり、どれだけの外国人を受け入れるかについては、国内で議論になっているところである。
- ・スイスには26の州があり、主要な州はチューリッヒ（約162万人）、ベ

ルン（約107万人）、ボー（約86万人）、ザンクト・ガレン（約54万人）、ジュネーブ（約53万人）、バーゼル（約50万人）である（括弧内内は2024年末の人口）。

- ・宗教の構成は、無宗教が最も多く36.8%で、カトリックが30.0%、プロテスタントが18.7%、イスラムが6.0%となっている（2024年の状況）。無宗教の割合は増加傾向であり、イスラムの割合は、EU加盟国では増加傾向にあるが、スイスでは横這いである。

〔政治体制〕

- ・大統領は、閣僚7名が1年毎に交代で務める輪番制であり、毎年1月1日に就任する。
- ・議会は国民議会（200議席、州毎の比例代表）及び全州議会（46議席、各州2名ずつ、準州からは1名ずつ）の二院制で、選挙は4年毎に実施される。直近の総選挙は2023年10月に実施され、第1党の国民党が提唱する移民政策や安全保障政策が有権者の共感を呼び、議席数を増やして躍進した。また、環境政党は大敗し、保守政党が議席を増やした。
- ・内閣（スイス連邦参事会）には、選挙でより多くの議席を獲得した4つの政党及び各言語圏から閣僚を選出することが伝統となっている。実質的にすべての州を代表する議員がいる4大政党から少なくとも1人が内閣に送り込まれており、これは、右派、左派、中道の党が共に閣僚となる合議制民主主義のシステムに従って成立しているものである。具体的には、国民党、社会民主党、中央党（キリスト教民主党と人民民主党が2021年に合流）、急進民主党が4大政党である。なお、全閣僚の権限は同等であり、議会の解散権はない。
- ・連邦、州及び市町村の権限については、州政府及び市町村の権限が強く、連邦政府の権限は限定的である。例えば、法人税などの税率は州が決定するものである。

〔国民投票〕

- ・スイスは直接民主制の国であり、1874年以降では、世界で最も国民投票の回数が多い。国民投票は年間約4回が実施され、連邦レベル、州レベル、コミュンレベルで、それぞれの議題について国民投票・住民投票が行われる。
- ・連邦レベルの国民投票にはイニシアチブ（国民発議）とレファレンダム（国民投票）の2種類がある。イニシアチブは、有権者10万人以上の署名を要件として、国民による憲法改正の提案が可能となる制度である。また、レフ

アレンドムには、議会が重要な憲法改正や国際条約締結を行う場合に義務付けられているものと、有権者5万人以上の署名を要件として、議会が承認した法案の是非を任意に問うことができるものがある。

連邦レベルの国民投票の最近の事例としては、2023年6月に「多国籍企業に対する世界共通の最低法人税率の導入」に関するレファレンダムが、2024年6月に「再生可能エネルギーによる電力の安定供給に関する連邦法」に関するイニシアチブが実施され、いずれも可決されている。

〔EUとの関係〕

- ・対EU政策としては、スイスはEUに加盟せず、最大のメリットを引き出すという方針である。EUの単一市場には参加せず、協定を締結することにより部分的にEU市場に参加している。
- ・EUとの包括的な協定パッケージ（第3次バイラテラル協定）が2024年12月に合意に至り、2026年3月に署名がされており、今後、国民投票で是非を問うこととなる。



〔経済規模〕

- ・スイスの人口は900万人余りであるが、GDPは1兆ドルを超えている。日本では人口約1億2,000万人でGDPが約4兆2,798億ドルであるから、日本と比較すると、人口の割にGDPが高いと言える。また、一人当たりのGDPは約11万ドルで、日本の約3倍である。（いずれも2025年IMF統計による）
- ・一人当たりのGDPがEUで最も高いのはルクセンブルクであるが、ルクセンブルクとスイスでは、近隣国に居住する労働者が両国に働きに来るため、これがGDPを押し上げる要因になっている。また、一人当たりのGDPを米国の物価水準に直した購買力平価（PPP）に換算するとPPPの方が低くなり、スイスの物価が米国より高いことがわかる。
- ・住民一人当たりGDPが上位である州は大都市に集中しており、2008年から2021年における州毎の平均GDPを見ると、上位4州（チューリッ

ヒ、ベルン、ボー、ジュネー）がスイス全体のGDPの4割を、これら4州を含む上位11州が8割を占める状況である。

- ・新型コロナウイルスの感染拡大期を経た2021年以降、主に財貨・サービスの輸出と民間最終消費支出がスイス経済を牽引している状況であるが、2023年以降、フラン高により輸出産業がダメージ受け、低成長が続いている。2026年3月のSECO（スイス連邦経済省経済事務局）による実質GDP成長率の予測は、2026年で1.0%、2027年で1.7%とされており、特に2026年については、過去平均である1.8%（統計データが入手可能な1981年以降の平均）を大きく下回る水準となっている。

〔経済的側面〕

- ・スイスでは、世界最大の金融センターの一つであるチューリッヒを中心として金融サービス業が強く、また、製薬、化学、資源、消費財、栄養・健康など、様々な分野におけるリーディングカンパニーが多くある。さらに、インフレ率も低く、強固な国内市場を築いている。

- ・長年にわたり、一人当たりのGDPで世界トップ5を維持するとともに、失業率もEUが5.9%であるのに対しスイスは5.0%（2025年12月時点）と低い状況にある。また、リベラルな労働法制や信頼性が高いインフラなども高い競争力に寄与している。

IMD（国際経営開発研究所）による2025年の世界競争力ランキング及び世界デジタル競争力ランキングでそれぞれ世界第1位となっており、これは、世界中から高度人材が集積し、その人材の活躍によりスイスの競争力が高まっていることが背景にあると考えられる。

- ・スイスでは4つの公用語が存在し、人口に占める割合は、ドイツ語が61.4%、フランス語が22.6%、イタリア語が7.7%、ロマンシュ語が0.5%である。多様な言語圏が広がっているため、企業がスイスをテストマーケットとして活用することもある。

〔物価及び為替の動向〕

- ・GDPを基準にした国別の物価水準指数（2024年、スイス連邦統計局）では、EU平均の約1.6倍で、北欧を上回る欧州最高水準である。
- ・英エコノミスト誌によるビッグマック指数でもトップであり、スイスでビッグマックを買うと7.30スイスフラン（約1,500円）かかり、日本（480円）の約3倍となる（2026年1月時点）。
- ・為替相場の動向は、対米ドルでは2008年から、対ユーロでは2010年から、スイスフラン高基調で推移している。対円については、2025年は

2019年と比較して約64%増の円安・スイスフラン高を記録し、過去7年で円安・スイスフラン高が急速に進んでいる。2026年4月22日には1スイスフラン＝204.29円と、統計が入手可能な1970年以降、最高の円安・スイスフラン高を記録した。

- ・ウクライナ侵攻やホルムズ海峡の閉鎖等、世界情勢が不安定になればなるほど、安全資産としてスイスフランの価値が高まる傾向にある。

〔労働者を取り巻く環境〕

- ・隣接国に居住し、日中はスイスに働きに来る越境労働者が全労働者（約536.2万人）の7.7%（約41.1万人）を占める。フランスからの越境労働者が最も多く約23.9万人、イタリアからが約9.1万人、ドイツからが約6.8万人、オーストリアからは約0.9万人である（いずれも2025年4月スイス連邦統計局の統計による）。物価水準が高く、その分給与水準も高いことが、越境労働者が流入する要因となっている。
- ・2007年以降、外国人労働者の割合が徐々に拡大しており、外国人労働者の42.1%が定住許可（Permit C）を、31.4%が12カ月以上の居住許可（Permit B or L）を、21.6%が国境を越えた通勤許可を取得している（2025年第4四半期、スイス連邦統計局）。
- ・スイスの月収の中央値は、7,024スイスフラン（約143万円）であり、大学新卒者の月収は6,000スイスフラン（約120万円）と言われており、非常に高額である。一定程度の年収がないと労働許可が取得できないため、日本からスイスに駐在する際に苦労することがある。



特に月収が高い産業はたばこ産業であり、大手たばこ産業の本拠がスイスにあることなどから、中央値が14,000フランと他の分野に比べて非常に高い状況にある。

- ・スイスでは、月収1ヵ月分相当の給与を12月に支給する慣習があり、13ヵ月目の給与と呼ばれる。

〔産業の状況等〕

- ・ジュネーブはITトレーディング、ジュラ地方は時計・精密機械、バーゼルは医薬品など、地域ごとに特徴を持つ産業集積がなされている。
- ・スイスはイノベーション関連の投資誘致を積極的に進めており、6つのイノベーション・パークがある。連邦、州、科学コミュニティ、民間センターによって資金提供及び運営されており、国家的に重要な官民パートナーシップである。
- ・「SWISS MADE」の誤用防止を目的として、スイス製表示の規制対象を、従来の時計のみならず全製品・サービスに広げようという議論が2006年に始まり、その後、2017年1月にスイスネス法が施行された。同法により製品・サービスにおける「SWISS MADE」の基準が明確化され、「SWISS MADE」の持つ価値が有効活用されている。工業製品については、製造コストの60%がスイス国内で発生していることが求められ、企業誘致にも繋がっている。

〔エネルギー政策〕

- ・スイスは、年間平均約81万テラジュールのエネルギーを消費しており、そのうち約7割は、海外からの供給に依存している状況にある。国内での発電方法は、水力発電が約6割、原子力発電が約3割、火力発電・再生可能エネルギー設備での発電が約1割である。原子力発電所は耐用年数終了時に廃止する方針であったが、近年のエネルギー価格の高騰もあり、継続する方向で方針転換がなされようとしているところである。
- ・他の先進国と同様に、2050年までの炭素中立を目指している。また、国家水素戦略の策定については、他国と比較して遅れていたが、2024年12月に内閣が承認した。その内容は、他国の水素戦略の状況を見極めながら、輸入した方がメリットが高くなれば輸入に頼るという方向性である。
- ・2023年の乗用車登録台数は25万台を超えたが、コロナ以前の30万台の水準には戻っていない。ハイブリッド車や電気自動車等の代替燃料車が年々増加し、全体の約7割を占め、ガソリン車やディーゼル車は年々減少している。

〔農業政策〕

- ・農業政策においては、国民に食料を供給するだけでなく、同時にスイスの景観の魅力を高めることにより観光業も推進することが方針とされている。
- ・GDPに占める割合は0.6%と小さく、その比率は年々低下しており、農

家数や農業従事者数も減少しているが、農家の大型化により生産性は向上している状況である。

- ・農業政策の目的については、憲法で規定されている。憲法第104条では、農業が多面的な機能を果たすことができるよう、連邦が措置を講じるとされ、具体的には、直接支払を通じた農家の収入補填や、経済的インセンティブの提供、食品の原産地、品質、生産方法等に関する規則の施行、肥料、農薬等の化学物質、その他添加物の過剰使用による環境被害の防止等の措置が規定されている。また、憲法第104a条では、食料安全保障のために、資源を節約する食料へのアプローチや農業・食品部門の持続可能な発展に貢献する外国貿易の実施などが規定されている。
- ・農業政策の基本方針については農業法で規定されており、農業の目的として、文化的景観の維持や動物福祉の確保などが規定されている。
- ・農業政策は憲法に規定された原則に基づき、連邦農業局（F O R G）が実施する。3年ごとの短期計画と、現在策定中の2030年以降の長期計画がある。政策の主要な柱は、①農業生産支援（直接支払と構造改善）②食料安全保障の確保③持続可能な農業と環境への影響の削減④国際貿易の強化の4本である。
- ・2022年のスイスの食料自給率は53.3%（グロス）であり、飼料の輸入分を除くと45.8%（ネット）である。酪農品や畜産品の自給率は高いが、植物性脂肪、油脂を筆頭に植物性食品の比率は全体で36.6%と低い。
- ・国土の約4割は海拔1,300mを超えた条件不利地域であり、国際的に見ると生産性は低い。一方、農家数及び農業従事者数は減少しているものの、農家（農業法人）の大型化が進み、生産性は向上中である。政府は、スイス農業の労働生産性は、2050年に2020年比で50%増加すると予測している。
- ・2023年の農家の世帯収入は11万2,214スイスフランで、山岳地域では9万2,057スイスフランと、頭打ちの傾向である。労働時間が長く、休暇も少ないため、農業従事者の離職や農家の閉業が多い。政府は、返済不要の拠出金を用意し、農村部の構造改善に向けて様々な措置を実施している。
- ・酪農業は、スイスの農業において最も重要な部門の一つである。約28億スイスフランの価値を持ち、農業生産総額の約4分の1を占めている。酪農家数は減少傾向にあるが、ミルク生産は年300万トン強で安定している。牛乳の用途はチーズの割合が高く、45%を占めている。
- ・有機農業を選択する農家の数は着実に増えており、その割合は2023年には18.23%となった。欧州でもスイスは、オーストリア、イタリアに次

いで有機農業比率が高い。

- ・農業貿易全体では赤字となっており、黒字の品目は、「コーヒー、たばこ、植物抽出物」、「チョコレートを含む食品加工品」及び「香料」のみである。ワインについては、生産にかかる人件費が高く、自国で生産すると価格が高くなってしまうため、その保護のために、輸入ワインにかかる関税を高くすべきとする議論が近年出てきている。
- ・農業保護は、直接支払、農業基盤整備といった税金による公的支援と、関税及び関税割当により行われる。農業保護のレベルを多面的に見る指標としてOECD（経済協力開発機構）が開発した「生産者支持推定量（PSE）」で比較すると、2023年のスイスの保護度は49.4で世界一である。なお、日本は30.5である。
- ・スイスの関税には、国内価格を安定させる目的の適応関税、生鮮果物、野菜、切り花などの農産物に適用する季節関税、加工製品関税の3種がある。税率は国内製品と競合するかどうかによって決められる。
- ・農産品関税率は高く、WTOによると、スイスの2023年平均関税率は28.5%で、韓国（57.0%）、トルコ（39.8%）、インド（39.0%）、レバノン（33.0%）、ノルウェー（31.1%）、チュニジア（30.3%）、モロッコ（29.5%）に次いで高い。日本とは経済連携協定を締結しているが、農産物についてはあまり関税が安くないため、EU内に拠点を置き、EU経由でスイスに輸出する日本企業もある。
- ・大分県が輸出を進める商品としては農産品が多いと思うが、牛肉などをスイスで販売するには、かなりの付加価値を付ける必要がある。一方で、寿司については、ジュネーブにもテイクアウトの店舗が複数あるなど需要があり、所得水準が高いことから、高値で販売できる可能性がある。ただし、輸出に際して、スイスの基準とEUの基準の両方を満たす必要があるため、EUへの輸出と比較してハードルが高いという面がある。

5 意見交換の内容

Q スイスは多言語であるが、共通言語はないのか。

A 共通言語はなく、あえて言うとするなら英語となるが、英語も公用語ではない。例えばテレビ番組は、それぞれの地域でそれぞれの言語で放送されている。言語教育が進んでおり、小学校の頃から、2、3言語話せるような教育が行われている。

Q スイスでは1年毎に別の政党から大統領が選出されるが、この他にも政治システムにおける特徴はあるか。

A スイスでは選挙における投票率が低いという特徴がある。これは、選挙に行かなくても国民投票により国民の意思を示せるからであると考えられる。

また、大統領が1年毎に交代するため、外国との交渉時にレバレッジ（影響力）が弱いと感じられる場面がある。一方で、一人が長く政権を担当すると偏った考え方になるという懸念があるが、交代制により、新しい大統領が違うアプローチで政策に取り組み、このような懸念を防ぐことができるメリットもある。スイスの政治家は本業を持ち、かつ国のために献身的に働く意識が強いため、このような文化的な背景も大統領の交代制を支えているものと考えられる。

ちなみに、スイスでは政治に限らず、あらゆる組織の風土がフラットである。例えば、企業においてCEOが新入社員とフラットに意見交換する。ここがスイスらしいところであり、力の根源になっていると思われる。

Q スイスでは物価が高いが、給与の額を日本から赴任する者と現地で採用される者とで比較するとどのような状況か。

A 日本からの赴任者には海外手当の調整が入るが、現地採用の方が給与の額が高く、逆転現象と言えるような状況にある。

Q スイスの農業法に規定されている「動物福祉の確保」とは、どのようなものか。

A ヨーロッパでは動物が劣悪な環境で飼育されていないかという点が重要視されており、「動物福祉の確保」とは、動物が運動できるなど、飼育の環境が適切であることを指している。

Q スイスにおける日本食のニーズはどのような状況か。また、大分県産品の輸出の可能性についてどのように考えるか。

A 日本食で最初に人気が出たのがお寿司であり、最近はラーメンの人気が出てきている。次はおにぎりの人気が出るのではないかとされている。

また、外国人にとって揚げ物や粉物は受け入れやすく、まだブームまでは至っていないが、天ぷらやお好み焼きの店舗もある。

そして、和牛については、鹿児島牛を精肉店やレストランで見ることが多い。レストラン等で和牛を使う場合は、様々な部位を使わないと採算がとれず、価格も高くなってしまいうのだが、現状では一頭買いをすることは難しい。もし和牛を売る際に一頭買いを求めようとするならば、それぞれの部位の使い方を知るシェフや食べ方を知る消費者がいなければ成り立たないため、食文化の普及が重要であると考えられる。

現時点では大分県からスイスへの輸出の実績はないようであるが、このような日本食のニーズを踏まえて進めていくことが必要と考えられる。また、スイスにも日本食材店があり、様々な地方の日本食材を取り扱っているため、そのような店舗と取引することにより輸出することは可能と思われる。

6 調査を終えて

スイスは、周囲をドイツ、イタリア、フランスオーストリア、リヒテンシュタインに囲まれ、公用語はドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語と4つあるなど、周囲を海に囲まれた日本とあまりにも違いすぎて驚くことだらけであった。

また、スイスの初任給は120万円程であり、ラーメン一杯が約5000円であるなど、物価の高さを実感したところである。

特筆すべきは、酪農王国にあって、農業法において「動物福祉」を明記していることである。我が国では、見た目や大きさ、肉質だけを重要視していないだろうか。伸び伸びと育てられているか、運動しているか、いい環境で育っているか等、動物の生き方を重要視するスイスの感覚はとても参考になった。

そして、人も、我が国は見た目や学歴といった表面的な面に囚われてはいないだろうか。どのような生き方をしてきたか、そしてどのような生き方をこれからしたいのか、内面的な要素を磨くことも重要ではないだろうか。

スイスの世界における各種ランキングも気になった。スイスは、世界競争力ランキング、世界デジタル競争力ランキングでは、いずれも第一位を誇る。また、世界幸福度ランキングでは10位と上位にあり、一方で日本は61位である。

日本、そして大分県の良さをもっと深掘りし、自覚した上でその良さを活かしていくことも重要であると考えます。

(自由民主党 首藤健二郎)

(志士の会 末宗 秀雄)



◆E P I（ジュネーブ州公的統合機関）

1 調査日

令和8年4月29日

2 調査の目的

- ・スイスでは、法制度の整備と地域に根ざした実践的な支援体制により、障がい者の社会参加を多角的に支援する体制が整備されている。
- ・E P Iは、ジュネーブ州の公法上の機関で、州及び連邦の公的資金によって運営されている。障がい者の職業的・社会的統合を担うジュネーブ州の中核的公的機関として、州内の障がいのある成人の3分の1を受け入れ、年間1,100名程度を支援しており、州内40か所以上の拠点で、居住施設・デイセンター・在宅支援を提供している。
- ・このE P Iにおいて、障がい者社会参画を支える行政や公的機関の体制、居住支援、移動支援、地域活動参加促進等への取組状況、文化・スポーツ・教育分野における障がい者参画の状況を調査することにより、本県の障がい者社会参加の取組に役立てる。



3 調査相手方職氏名

社会・職業サービス部長 マルタン・シュエップ 氏
ワークショップ部門責任者 エル・アイサティ 氏

4 調査の概要

〔概論〕

- ・障がい者に関する法制度は、まず2014年に国連で批准された国連障害者権利条約（UNCRPD）、次にスイス連邦法として制定された障害者平等法（LH a n d）、そして同法に基づき各州で制定された法という、3段階の体系となっている。
この法制度の下で、障がい者に関する社会給付として、収入の損失を補填するための障害者保険（A I）がある。
- ・障がい者の社会参加における課題としては、アクセシビリティ（身体的／物

理的、デジタル、社会的) が挙げられる。

〔ジュネーブ州における障がい者の社会参加の取組〕

- ・ジュネーブ州においては、「多様性」を強みとして捉え、かつ地域のアイデンティティの基盤であると考えている。したがって、障がい者にも様々な門戸を開くという姿勢を取っており、障がい者が、平等な立場で自立して社会的・物理的・環境的な障壁がなく、社会に完全に参加できるインクルーシブな社会の実現に向けて取り組んでいる。
- ・障がい者は、国から給付される年金によって、住居、食料、医療といった生活必需品の保障を受けることができる。しかし同時に、年金だけに依存しないよう、就労や収入を生み出す活動へのアクセスを保障することにより、自立と社会参加への支援を行う必要がある。そこで、ジュネーブ州の独立行政法人であるE P I (Etablissements publics pour l'integration) が、公的な保障への依存を減らして、よりインクルーシブな社会を実現させていくという役割を担っている。



〔E P I の使命〕

- ・E P I の使命は、障がいのある方や職業的・社会的な統合に困難を抱える方々の福祉及び社会的・職業的統合に貢献することであり、この使命は、障害者社会統合法 (L I P H) に明記されている。また、全ての人々がその個性と能力を最大限に発揮できる社会を目指している。
- ・取組の指針としては、①尊重 (一人ひとりの独自性を認め、その尊厳、権利、自立性を尊重すること) ②開放性 (多様性、透明性、対話を奨励すること) ③責任 (いかなる状況においても、プロフェッショナリズム、自覚、献身をもって行動すること) ④協力 (関係者やパートナーと協力し、参加、包摂、専門的知識の共有を促進すること) の4つである。

〔E P I の組織、予算〕

- ・E P I は、5年ごとに任命される理事会によって運営されている。現在の理事会は2024年2月に任命されており、各政党から選出された17名のメンバーで構成されている。また、州政府の社会結束局 (D C S) の所管となる。

- ・理事会をトップとして、その下に事務局長がおり、人事、社会・職業支援サービス、総務・情報システム、社会・教育、事務・財務などの各業務を統括している。
- ・年間予算は約1億4,700万スイスフラン（約300億円）であり、このうち6割はジュネーブ州からの補助金で、4割はデイセンター、在宅支援、宿泊施設、ワークショップ、職業統合プログラムなどのサービス提供による収入で賄われている。

〔E P I の事業内容〕

- ・E P I では、主に、障がいのある成人に対する個別支援を実施しており、知的発達障がい、精神疾患、自閉症、感覚障がい、重複障がい、アルコール依存症などのあらゆる種類の障がいに対応している。
なお、幼児や子どもなどの未成年者に対する支援は、ジュネーブ州の他の機関が行っている。
- ・支援の内容としては、住居・アパートの提供、自宅での支援、デイセンターでの支援及び就労支援である。
- ・就労支援の具体的内容としては、生産ワークショップでの職業活動が挙げられる。これは、ジュネーブ州の障がい者向けワークショップにおいて、有給の雇用契約に基づく経済活動を行うものであり、州に在住して障害年金を受給する障がい者の雇用に繋がっている。ワークショップで生産された製品及びサービスは、企業や個人向けに販売しており、質や価格の面で魅力的であることが求められる。
また、障害者保険、雇用事業所（O C E）、ホスピス・ジェネラル等の機関から紹介を受けた障がい者に対し、一定期間、個別の就労支援をしている。
例えば、事故により体の一部の機能が失われて他の職業を身につけなければならない場合があり、このような方が社会復帰できるようなサービスを提供している。
- ・施設としては、宿泊施設が40カ所、デイケアセンターが13カ所、施設内作業所が26カ所、レストランが6カ所、店舗が2カ所、専門的統合サービス施設（T h e l i a）が1カ所ある。
- ・E P I では、ジュネーブ州の障がい者の3分の1を受け入れている。人数は、E P I で生活する者が380人、デイケアセンターへの通所者が139



人、在宅支援を受けている者が100人、支援付きの職業活動を行っている者が469人で、計1,100人程度となる。

これらに加え、Theliaでは、毎年1,200人以上の社会復帰を支援しており、合計すると年間で2,300人の受益者がいることになる。

- EPIでは、スポーツ、レジャー、文化活動においても多彩なプログラムを用意しており、例えば、演劇、歌、ボクシング、ペタンク、ヨガ、セーリング、アクアジム、ランニング、ウォーキングなどが挙げられる。中心街でのコンサートに参加する等の活動もしており、障がい者だけで集まるのではなく、一般の社会に溶け込むということを大切にしている。

〔施設内作業所（アトリエ）での従事内容等〕

- 施設内作業所では、維持管理・清掃、木工、グラフィックデザイン、広告、リサイクル、包装、営業、店舗販売、事務作業など、多岐にわたる分野で40種類の業務を展開している。業務の種類が多いため、個人に適した仕事を見つけることができ、例えば、石鹸やキャンドル製造を行っている作業所では、細かい作業が苦手な方でも働くことができる。また、受付・バックオフィス業務については、ゼロから業務を教えるため、未経験の方でも働くことができる。
- 業務への従事にあたっては、はじめに、どのような業務に適性があるかについての適性診断を行う。その後、EPIの作業所で実際に働いたり、他の企業にインターンや研修のような形で参加するなどして、それぞれの適性に合わせた業務に従事することとなる。
- 時計関連の作業所では、就業に向けた研修を行っている。研修を受ける期間は、最低6カ月で、資格取得を目指す場合は3年間を要する。
- エコロジスティクス及びリサイクルに関する作業所では、電気メーターの解体、仕分け業務等を行っている。25名ほど従事しており、1週間に1,600台、3年間で24万台を解体している。



5 意見交換の内容

Q 時計関連の作業所で働いている方は、どのような障がいをお持ちの方が多いのか。

A 主に、身体障がいや重労働が難しい方が多い。適性を見極めるためにトレーニングで入っている方もいる。

Q ジュネーブ州以外で、障がい者の社会参画支援を行っている施設があるのか。

A 他の州の状況は把握していない。ジュネーブ州は、チューリッヒ州に次いで大きい州ということもあり、ここまで手厚い支援が受けられる施設はあまり聞いたことがない。ただし、障がい者の社会参画支援に関する活動内容、目的、使命感は他の州も同じである。

6 調査を終えて

障がい者を取り巻く環境や自立に向けた取組などを聴取したが、スイス連邦や州政府の障がい者に向けた対応は素晴らしく充実していた。身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がいなど、障がいごとにきめ細かな取組がなされていた。作業所なども拝見したが、個々人が適応できる体制作りにも配慮されており、改めてジュネーブ州の取組に感動させられた。日本においても、障がい者を巡る環境は厳しい面もあるが、今後とも障がいのある人もない人も共に生活できる環境づくりを構築していかなければならないと強く感じた。

(自由民主党 小川 克巳)



◆アイガーエクスプレス～ユングフラウ鉄道～スフィンクス展望台

1 調査日

令和8年4月30日

2 調査の目的

- ・スイスは、アルプス山脈などの壮大な自然環境を舞台に、ハイキングやスキー、パラグライダーなどのアクティビティが盛んであり、特にグリンデルワルトは、スイスアルプスにある有名な山岳リゾート地である。
- ・このグリンデルワルトにおいて、ユングフラウヨッホ駅・スフィンクス展望台の観光地化の取組や、山岳鉄道の運営の状況等を調査することにより、おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例（議員提案により令和6年3月に可決・制定）に基づく、本県のアドベンチャーツーリズムのさらなる推進に向けた取組の参考とする。

3 調査の概要

- ・アイガーエクスプレスは、2020年12月に開業した最新鋭の3Sロープウェイで、グリンデルワルトターミナル駅とアイガーグレッチャー駅をわずか15分で結んでいる。大容量輸送・耐風性・景観配慮を高次元で両立させた設計により、観光動線の大幅な時間短縮と地域全体の価値の向上を実現している。



- ・ユングフラウ鉄道は、スイスを代表する登山鉄道で、19世紀末から20世紀初頭にかけて建設され、1912年に開業した。名峰アイガー（標高3,970メートル）、メンヒ（標高4,099メートル）の内部を貫く約7,000メートルのトンネルを通り、約26分でユングフラウヨッホ駅へ到達する。ユングフラウヨッホ駅は、標高3,454メートルに位置するヨーロッパ最高所の鉄道駅であり、100年以上にわたり極限環境下で運行を継続してきた技術力と、近年の展望施設・観光コンテンツ整備を両立させた点は、山岳鉄道の持続的運営と観光価値創出の先進事例となっている。



・ユングフラウヨッホ駅に隣接してつくられた複合施設「トップ・オブ・ヨーロッパ」は、氷河、展望台、展示施設、レストランなどが一体となった高山観光施設である。年間を通して雪と氷に覆われた世界自然遺産アレッチ氷河を間近に臨むことができる。「人が到達できるアルプスの最前線」として世界中から訪問者を集めており、構内を歩くだけでも高山環境のスケール感を実感することができる。



・スフィンクス展望台は、ユングフラウヨッホの象徴的存在で、高速エレベーターで一気に到達できる屋外展望台である。ユングフラウ、メンヒ、アイガーの三名峰をはじめ、世界自然遺産アレッチ氷河や周囲の4,000メートル級の山々まで見渡す大パノラマが広がっている。

4 調査を終えて

スイスは国として観光振興に力を入れており、特に、観光客が様々な体験ができるアドベンチャーツーリズムが魅力である。大分県においては、「おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例」が令和6年3月に議員提案により制定されたところであり、今回の視察は、スイスのアドベンチャーツーリズムを参考にしながら、大分県の観光振興に活かしていくための大変有意義なものであった。

スイスは標高の高いアルプス山脈に囲まれ、4,000メートル級の山々が数多くある。今回視察したユングフラウは標高4,158メートルを誇るアルプスの名峰であり、その雄大な自然景観は大変印象的であった。ユングフラウヨッホ駅へは、グリンデルワルトからアイガーエクスプレスに乗車し、アイガーグレッチャー駅でユングフラウ鉄道に乗り換えて向かったが、単なる移動手段ではなく、それ自体が観光資源として大きな魅力を有していると感じた。

また、アイスパレスとして氷河内部を削って造られた氷の回廊もあり、中を歩くとこれまで見たこともない幻想的な風景が広がっていた。氷の彫刻も展示されており、大変素晴らしい施設であった。

さらに、ユングフラウ鉄道は厳しい自然環境の中でも、長年にわたり運行を継続しながら観光施設の充実にも取り組んでおり、山岳鉄道を核とした観光振興の先進事例として視察の意義を感じることができた。

また、今回は現地を訪れていないが、スイスには世界有数の急勾配を誇る登山鉄道として知られるピラトゥス鉄道もある。山間部における鉄道などの交通機関は、地域活性化の観点からも重要であり、そこから見える景観そのものが観光資源として大きな魅力を生み出していると感じた。

アドベンチャーツーリズムは、「アクティビティ」、「自然」、「文化体験」の3要素があると言われており、アクティビティが注目されがちであるが、今回の視察を通じて、自然の素晴らしさを改めて実感した。そして、この素晴らしい山々を多くの来訪者に観て感じてもらうために、先人たちが鉄道を通したことへ敬意を表したい。誰でも簡単に登頂できない山でも、鉄道で誰もが登れる、その環境を作り出すことで、山を魅力ある資源（光）に変えたのである。まさに訪れる人々に地域の良さ（光）を観てもらうこと、これこそが観光である。そして、来訪者が増えることで、地域へ裨益をもたらす持続可能な観光地域づくりを進めている。

大分県においても、地域の方々と連携しながら観光地域づくりを推進しているが、今回の視察で得た知見も参考にしながら、課題の把握と改善を図り、取組を進めていくことが重要である。また、本県には山や高原など豊かな自然環境が数多くあることから、交通網の整備やアクセス向上を図り、より多くの観光客が訪れることのできる環境づくりを進めていく必要があると感じた。

（自由民主党 今吉 次郎）



◆Outdoor Switzerland 社

1 調査日

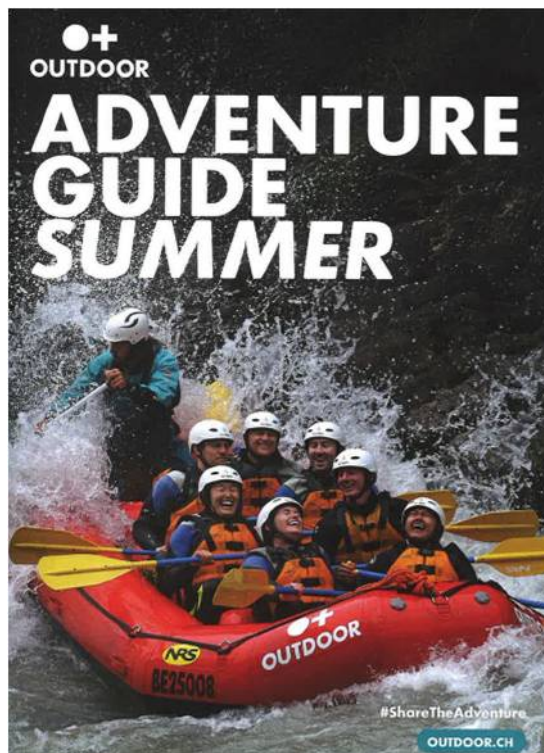
令和8年4月30日

2 調査の目的

大分県では令和6年3月に議員提案による「おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例」を制定した。条例では、アドベンチャーツーリズムを「旅行者が地域の住民と共に地域独自の自然や地域のありのままの文化を体験する旅行形態であって、旅行者に驚きや感動をもたらすもの」と定義づけた上で、「推進に必要な施策を効果的に実施し、もって人々と自然・文化との触れ合いを通じた豊かな人材の育成、自然・文化の保全及び地域の活力の創造を実現する」としている。

スイスはアルプス山脈などの壮大な自然環境を舞台に、ハイキングやスキー、パラグライダーなどアドベンチャーツーリズムのアクティビティーが盛んである。スイス連邦ではスイス政府観光局を頂点に、各州、各地域のDMOやコンテンツサプライヤーが主体的にアドベンチャーツーリズムのコンテンツ造成、環境整備、情報発信、商品販売、ツアーの提供をしている。

今回調査で訪問した、Outdoor Switzerland社は、世界中から多くの観光客が訪れるスイスアルプスのユングフラウ地域で最大のコンテンツサプライヤー（アドベンチャーツーリズム事業者）であり、行政機関やDMOとも緊密に連携し事業を展開していることから、取組の内容や、法令上の安全基準への対応方法、官民・関係機関との連携内容などについて聞き取り調査と意見交換を行った。



3 調査相手方職氏名

ヨハン・カウフマンCEO

4 調査の概要

当日はCEOに直接対応していただいた。ヨハン・カウフマンCEOは1973年生まれ。グリンデルワルド出身で自ら山岳ガイドや山岳救助の資格を持っており、アイガー北壁登山など、危険の伴うクライミングを安全に提供できるよう日々ご尽力されている。また、CEOはカナダの4,000メートル級の登山をはじめ8,000メートル級のヒマ



ラヤ登山も経験されている。日本のアルペンクラブとスイスのアルペンクラブとの良好な関係や、1921年に地元のスイス人ガイドと共にアイガーの東壁を世界で初めて登頂した日本人登山家の槇有恒(まき ゆうこう)氏について、冒頭の挨拶で触れられ、話題となった。

グリンデルワルドから30分ほどのインターラーケンに昨年(2025年)に会社の拠点施設がオープンした。2階にオフィスやボルダリング、トランポリン、スケートボードなどの体験・練習施設も整備され、会員である幼児から高齢者、そして競技者が活用している。



また、キャニオニング、ラフティング、スキー教室などのコンテンツも提供しており、キャニオニングでは受付後、体験にあたっての心構えや技術などについてレクチャーを受けた後、貸出用のウェットスーツやウォーターシューズ、ヘルメット、フローティングベストを装着して現地で体験するといったように、万全の安全対策を施した上でコンテンツ提供を行っている。

事業として、アウトドアコンテンツを290種類以上提供し、年間20万人が利用している。特に、危険の伴うコンテンツの提供にあたっては、事業者がスイス連邦の法令上の安全基準に対応している証としてアドベンチャーツーリズムのための安全マネジメントの国際規格であるISO21101を取得し、組織としてどう安全を管理するかの方策をとっている。



5 意見交換の内容

Q コンテンツのマーケティングについてはどのように行っているのか。観光客はどのような情報源でここに訪れるのか。

A この地域においては、DMOであるインターラーケン観光局とユングフラウ地域観光局がマーケティングを担当している。ネットを通じた集客が圧倒的に多い。もちろん旅行会社を利用する方もいるが、圧倒的に個人旅行が多くなっている。また、オンライントラベルエージェンシーはコミッション(手数料)が20パーセントほどであるが、世界中に広がっており、そこも利用している。会社のコンテンツの利用者の60パーセントはアジアからの観光客である。

Q 資格を持っていない登山ガイドなどをどう取り締まっているか。

A 非常に難しい部分であるが、例えば登山ガイドは、そのテクニックを見たら資格を持っているかどうかというのはすぐに分かる。去年もあったのだ

が、何かおかしい人がガイドしているという感じで、警察に連絡して、警察では罰金を取られた。そのようなガイドは登山者に何かが起こったときの保険なども用意していないものである。

Q アドベンチャーツーリズムのコンテンツにおける課題や事故はどのような状況か。

A 事故についてであるが、毎年たくさん起こるのが、やはりアイガーの北壁である。ガイドを必ず付けないといけないという法律はなく、山はそこにあるから自由に、誰のものでもないの、登ってくださいってというような感じであるけれども、あまりにも事故が多発している。

最近、特に事故が多発しているのが、グリンデルワルトの反対側の谷であり、氷河でできたU字型になっている谷でウイングスーツを着て飛ぶアクティビティである。1年間に6人から8人ぐらいが亡くなっている。

Q 大分県は北海道に続いて2番目にアドベンチャーツーリズム条例を作った。条例ではアドベンチャーツーリズムに関して、観光・地域振興に活用することで、地域に経済的な豊かさをもたらすことを期待すると表現している。貴社ではたくさんのお客様のアウトドアのメニューを持っておられるが、地域とどういった関係を構築されているのか。

A 私どもの会社の貢献というよりも、ユングフラウ鉄道をはじめとするこの地域の価値は非常に高く、そして世界的に評価されている。この環境からの恩恵を受けていることが大きいと思う。確かに、こういったスポーツ、アドベンチャーツーリズムに参加する人たちは滞在期間が長く、そこでホテルの宿泊日数が増えたり、また、食事もするため、地域全体に与える経済的なメリットは大きいと思う。

コロナの後、当社のお客様は減ったが、現在は個人客が増えてきた。しかしオーバーツーリズムも課題になってきている。道路の混み具合とか、地元に住んでいる人達に様々な影響を与えるデメリットの部分が出てきている。

6 調査を終えて

スイスアルプスを代表するユングフラウ地域の雄大な山々と景観は、世界中の人々を魅了する地域の財産であり、政府やDMOそしてコンテンツを提供する事業者がそれぞれの役割を果たし、旅行者たちの満足度をさらに高めている。

ガイドの資格についても、国際規格、スイス政府による認証など旅行者の安心安全を担保するための仕組みを常にアップデートしようとする姿勢が見ら

れた。

大分県におけるアドベンチャーツーリズムの展開において、県内の様々なアウトドアコンテンツの安全安心な提供の仕組みづくりはもとより、ガイドをはじめとする関係者への情報提供やスキルアップの機会の充実が図られねばならない。また、都道府県DMOであるツーリズムおおいたは、その役割をしっかりと果たすべき核となる組織として今後さらに重要である。

(自由民主党 森 誠一)

